

# 電気料金情報公開ガイドライン

平成28年4月1日  
資源エネルギー庁

# 目 次

## 第1章 総則

- 1. 本ガイドラインの前提となる環境の変化 . . . . . 1
- 2. 本ガイドラインの基本的考え方・意義 . . . . . 3

## 第2章 具体的内容

- 1. 総論 . . . . . 5
  - (参考1) 規制対象別の公開情報一覧 . . . . . 6
- 2. 各論
  - (1) 特定小売供給約款に係る情報 . . . . . 7
  - (2) 離島供給約款に係る情報 . . . . . 9
  - (3) 託送供給等約款に係る情報 . . . . . 10
  - (4) 最終保障供給約款に係る情報 . . . . . 11
  - (5) 部門別収支に係る情報 . . . . . 12

## 第3章 情報公開の方法

- 1. 『相談窓口』の設置 . . . . . 13
- 2. 情報公開の方法に応じた対応 . . . . . 13
  - (参考2) 情報公開の方法一覧 . . . . . 15

## 第1章 総則

### 1. 本ガイドラインの前提となる環境の変化

#### ① 公共料金全体としての要請

近年、公共料金については、料金算定に係る行政プロセスの透明化や料金の妥当性を確認するための情報等を十分かつ分かりやすく公開することが一層強く求められており、物価安定政策会議（※1）の場においても、情報公開のあり方について検討が行われた。こうした流れの中で、電気料金についても情報公開の充実が一層求められている。

※1 物価安定政策会議は、特別部会公共料金情報公開検討委員会において、公共料金の情報公開の推進に係る検討を行い、平成12年6月に「公共料金分野における事業横断的な情報公開ガイドラインに関する報告書」を取りまとめ、8月の総会に報告された。

#### ② 行政手法の転換

平成11年の電気料金制度改正（※2）は、事前介入的・裁量型行政から事後監視型・ルール遵守型行政への行政手法の転換の大きな流れの中に位置付けられており、電気料金の設定のあり方も、経営の自主的判断が一層重視されることとなった。これに伴い、経営効率化等に係る電気事業者の責任は一層明確化され、より厳しく問われることとなった。

※2 平成11年1月21日の電気事業審議会料金制度部会中間報告等を受け、第145回通常国会において、電気事業法改正案が成立。平成12年3月21日に施行。

#### ③ 電気事業の制度改正等

平成11年の電気事業制度改革においては、小売供給の部分的な自由化の導入により、従来は一元的に行われていた料金規制の体系が、

(i) 従来通り、独占供給の残る分野における規制需要家のための料金規制

(ii) 新規参入者のための託送供給約款の届出

(iii) 自由化部門の規制部門への悪影響防止のための部門別収支の確認

の三つの分野に分かれ、それぞれに応じた情報公開のあり方が必要となった。

また、平成21年8月の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告において、事業者は当ガイドラインの趣旨に則り、年度決算発表時等において料金の妥当性に関する十分な説明を行うとともに、行政は把握情報に基づき、事業者の説明の合理性を中心に評価した内容について、事業者の経営自主性の観点等も踏まえつつ、公表することが求められた。

さらに、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）（※3）においては、第三者が料金の適正性の確認、妥当性の評価が行えるよう具体的な算定方法やその値等の公表、経営効率化等に係る事業者による具体的な説明等、電気料金の適正性の確保のための情報公開の必要性が指摘された。

そして、今般、第5次電力システム改革の柱の1つである電力の小売事業の全面自由化を実施するため、電気事業法等の一部を改正する法律の施行により電気事業に係る事業類型及び料金規制の体系の見直しを行ったところである。

※3 有識者会議は、平成23年11月以降、電気料金制度とその運用のあり方について検討を行い、平成24年3月に報告書を取りまとめた。

#### ④ 情報公開法の制度

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」という。）』が平成13年4月に施行され、これによって、行政の保有する情報については、特段の理由がない限り、原則として公開されることとなった。

## 2. 本ガイドラインの基本的考え方・意義

### (1) 基本的考え方

積極的に情報公開を進めるにあたっては、

- ① まず、行政は、料金設定のプロセスを透明化するために、料金算定のルールを予め明確化し、これを公開することが必要である。
- ② また、事業者の自主的経営判断が重要になることに伴い、その説明責任が明確化されることが必要であるが、そのためには、事業者からも十分な情報が公開されることが必要である。

### (2) 意義

本ガイドラインによって、

- ① 公開される情報について一定の水準が担保され（※4）、例えば、料金算定のルールに従って公開された数値をもとに算定を行えば、第三者にも「料金設定の適正性の確認」や「料金の妥当性の事後的評価」を行うことが可能となる。（※5）
- ② また、これにより事業者の責任の明確化が図られ、一層の自主的効率化努力がなされることが期待される。

※4 例えば、法令に基づいて整理され、事業者から行政に提出された情報は、原則全て公開とする、など。

※5 以下のような情報を入手することが可能になる。

- ① 「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」や事業者ルール等の料金算定ルール
- ② 「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」に定める諸表により明らかになる各予想原価額
- ③ 「電気事業会計規則」別表第二に定める財務諸表により明らかになる、各費用実績や「電灯料及び電力料明細表」等

これにより、例えば、

- ・ ①のルールに従って、③のデータを算定すれば、「料金の妥当性の事後的評価」が可能となる。
- ・ ②と③を比較すれば、各原価の乖離率を知ることが可能となる。

### (3) 留保条件

物価安定政策会議における検討においては、情報公開の積極的な推進が方向付けられているが、その一方で、

- 1) 非規制領域における公正競争を阻害することがないようにすること
- 2) 情報公開に伴うコストの問題にも配慮すること

等についての必要性が指摘されている。

また、情報公開法においても、

- 1) 「競争上の地位」を阻害する情報
- 2) 不開示を前提に、法令によらず任意に提出を求めた情報

等については、「不開示情報」とされている。(※6)

本ガイドラインにおける情報公開についても、こうした点を参酌することが必要である。

#### ※6 情報公開法における「不開示情報」の例

##### 第5条第1項第2号イ

「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

##### 第5条第1項第2号ロ

「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの」

## 第2章 具体的内容

### 1. 総論

本ガイドラインに定められる情報は、その性質に応じて

- ① 行政の定めるルール  
(及び行政ルールの一環としての事業者ルール)

- ② 料金の妥当性のチェックに必要な情報

- ③ 事業者による自主的説明

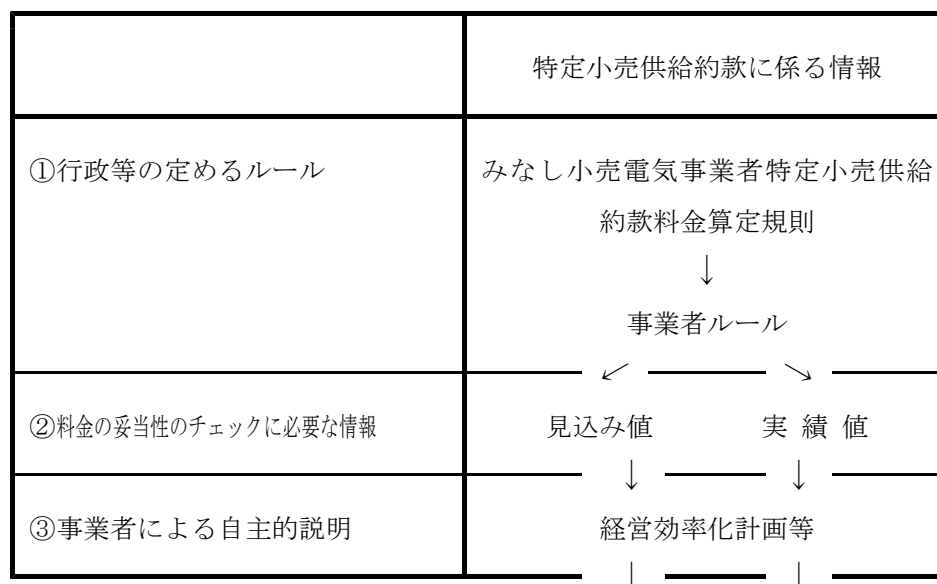
の3つに分類することができる。

そこで、本章では、規制の対象ごとに（特定小売供給約款／託送供給等約款／部門別収支…）、上記の分類に従ってそれぞれの情報を整理し、列挙していくこととする。

(その全体像については、次頁の参考1「規制対象別の公開情報一覧」参照)

(参考) なお、「料金設定の適正性の確認」及び「料金の妥当性の事後的評価」を行うときのプロセスを図示すれば以下のとおり（特定小売供給約款の例）。

(→ ①に従って②を算定し、その結果について③を参考として確認又は評価を行う。)



料金設定の適正性の確認

料金の妥当性の事後的評価

(参考1) 規制対象別の公開情報一覧

規制的対象 情報の性質	i) 独占的供給の残る分野における規制需要家のための料金規制		ii) 新規参入者等のための規制		iii) 悪影響の防止
	(1) 特定小売供給約款	(2) 離島供給約款	(3) 託送供給等約款	(4) 最終保障供給約款	(5) 部門別収支
<b>①行政の定めるルール</b> <b>行政が公開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則</li> <li>・みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領</li> <li>・変更命令の発動基準</li> <li>・電気事業会計規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更命令の発動基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則</li> <li>・一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領</li> <li>・変更命令の発動基準</li> <li>・電気事業会計規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更命令の発動基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなし小売電気事業者部門別収支計算規則</li> </ul>
行政ルールの一環としての事業者ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金算定のための事業者ルール</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金算定のための事業者ルール</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計算のための事業者ルール</li> </ul>
<b>②妥当性チェックに必要な情報</b> <b>行政が公開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則に従って事業者から提出された説明資料等</li> <li>・変更命令による処分内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則に従って事業者から提出された説明資料等</li> <li>・変更命令による処分内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則に従って事業者から提出された説明資料等</li> <li>・変更命令による処分内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則に従って事業者から提出された説明資料等</li> <li>・変更命令による処分内容</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金設定の適正性の確認(見込み値)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金算定規則に代入するための数値</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金算定規則に代入するための数値</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金の妥当性の事後的評価(実績値)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業会計規則に規定される財務諸表</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業会計規則に規定される財務諸表</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・部門別収支計算書</li> </ul>
<b>事業者が公開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定小売供給約款</li> <li>・有価証券報告書</li> <li>・会社法上の計算書類</li> <li>・規則に従って提出した説明資料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島供給約款</li> <li>・規則に従って提出した説明資料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・託送供給等約款</li> <li>・有価証券報告書</li> <li>・会社法上の計算書類</li> <li>・規則に従って提出した説明資料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終保障供給約款</li> <li>・規則に従って提出した説明資料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部門別収支計算書</li> </ul>
<b>③事業者による自主的説明</b> <b>事業者が公開</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約種別料金の設定等</li> <li>・内部留保の内容や目的、普及開発関係費、寄付金及び団体費の内容等</li> <li>・原価算定期間設定の理由</li> <li>・原価算定期間を超えても料金改定を行わない理由(部門別収支ベースでの原価と実績比較及び差異要因、利益の使途、現行料金単価を維持した場合の収支見通し、収支における経営効率化寄与分等)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者ルールに則して算定した部分の妥当性</li> <li>・託送供給等約款料金算定の適切性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当性</li> </ul> </li> <li>・超過利潤の配分や使途</li> <li>・原価算定期間設定の理由</li> <li>・原価算定期間を超えても費用の再推計を行わない理由</li> <li>・託送に係る収支の動向等</li> <li>・ある一つの需要場所における託送料金負担・根拠</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定需要部門の料金設定が適当であることの説明</li> </ul>

(注) 下線を引いた情報は、「料金設定の適正性の確認」及び「料金の妥当性の事後的評価」を行う際に直接用いる情報。



## 2. 各論

### (1) 特定小売供給約款に係る情報

(注) (行政) : 公開主体が行政である情報

#### ① 行政の定めるルール（その一環としての事業者ルールを含む。以下同じ。）

(行政)

- ・ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則
- ・ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領
- ・ 特定小売供給約款の変更命令の発動基準
- ・ 電気事業会計規則
- ・ みなし小売電気事業者から届け出られた料金算定のための事業者ルールの全て

#### ② 料金の妥当性のチェックに必要な情報

(行政)

- ・ 特定小売供給約款の認可（変更認可）又は変更届出時に、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令に従ってみなし小売電気事業者から提出された説明資料等
- ・ 特定小売供給約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。

#### 1) 料金設定の適正性の確認（見込み値）

- ・ みなし小売電気事業者から提出されたみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に代入するための数値

※ここで得られた数値が公開されることにより、例えば、

- ① 原価算定に用いる人件費、燃料費、修繕費等の額を整理した営業費総括表、事業報酬総括表、控除収益総括表等により原価項目ごとの費用額やその割合がどの程度の水準であるかといった原価の構成を知ることができる。
- ② また、それらを積み上げた原価の合計が、どのようにして各需要種別にまで展開されていくかが透明化されるので、そのプロセスを順を追って確認していくことがで

きる。

## 2) 料金の妥当性の事後的評価（実績値）

- ・電気事業会計規則に従ってみなし小売電気事業者から提出された電気事業会計規則別表第2で規定される事業年度毎の財務諸表

※なお、ここで得られた情報を、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」にあてはめて計算すれば、現行料金との乖離幅を知ることができ、「料金の妥当性の事後的評価」を行うことが可能となる。

(みなし小売電気事業者)

- ・特定小売供給約款
- ・有価証券報告書
- ・会社法上の計算書類等
- ・特定小売供給約款の認可（変更認可）又は変更届出時に、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令に従って提出した説明資料等

## ③ 事業者による自主的説明

(みなし小売電気事業者)

- ・みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に従って届け出られた事業者ルールに則して算定した部分については、その妥当性につき説明する。
- ・料金引き下げ時においては内部留保の自由度等が容認されることとなるが、その内容やその目的等については、例えば、料金改定時や毎年度経営効率化計画発表時、株主総会時など、各事業者が、その内容を説明する上で最も適切と考える時期に、その内部留保等がいかに需要家の利益に資するものであるかということ、需要家に対して説明する。

※平成7年7月の電気事業審議会料金制度部会中間報告においては、「電気事業者は、経営効率化計画や料金の定期的評価を通じて経営効率化努力、収支状況、料金の妥当性等に関する積極的な情報公開に努めること」とされている。また、平成21年8月の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告においても、「一般電気事業者は、「電気料金情報公開ガイドライン」の趣旨に則り、（原価算定期間を超えて料金改定を行っていない場合には特に）年度決算発表時等において料金の妥当性に関する十分な説明を行っていくことが必要である」とされている。

さらに、平成24年3月の有識者会議報告書においても、料金設定時における評価として、「認可時には原価算入が認められない広告宣伝費、寄付金、団体費については、届出時料金原価に算入する場合には事業者による説明責任が重要」、また、原価算定期間内における評価として、「毎年度、事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の使途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家がわかりやすい形で説明することが適当」とされている。

- ・原価算定期間設定の理由について説明する。
- ・原価算定期間を超えても料金改定を行わないときは、その理由を需要家に対して説明する。

※有識者会議報告書において、原価算定期間終了後の事後評価として、「事業者が自ら部門別収支ベースで原価と実績値を比較し、その差異の要因を説明することに加え、これまでの利益の使途についても併せて具体的に説明するとともに、現行料金単価を維持した場合に想定される収支見通し（翌1年分）、収支における経営効率化の寄与分、利益の使途等について事業者が具体的に説明する」とされている。

## （2）離島供給約款に係る情報

### ① 行政の定めるルール

（行政）

- ・離島供給約款の変更命令の発動基準

### ② 料金の妥当性のチェックに必要な情報

（行政）

- ・離島供給約款の届出（変更届出）時に、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令又は電気事業法施行規則に従って一般送配電事業者から提出された説明資料等
- ・離島供給約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。

（一般送配電事業者）

- ・離島供給約款
- ・離島供給約款の届出（変更届出）時に、電気事業法等の一部を改正する法

律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令又は電気事業法施行規則に従って提出した説明資料等

### (3) 託送供給等約款に係る情報

#### ① 行政の定めるルール

(行政)

- ・一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
- ・一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領
- ・託送供給等約款の変更命令の発動基準
- ・電気事業会計規則
- ・一般送配電事業者から届け出られた託送供給等約款料金算定のための事業者ルールの全て

#### ② 料金の妥当性のチェックに必要な情報

(行政)

- ・託送供給等約款の認可（変更認可）又は変更届出時に、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令又は電気事業法施行規則に従って一般送配電事業者から提出された説明資料等
- ・託送供給等約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。

##### 1) 料金設定の適正性の確認（見込み値）

- ・一般送配電事業者から提出された一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に代入するための数値

※なお、ここで得られた情報を、「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」にあてはめて計算すれば、料金算定の過程を追うことができ「料金設定の適正性の確認」が可能となる。

##### 2) 料金の妥当性の事後的評価（実績値）

- ・電気事業会計規則に従って一般送配電事業者から提出された、電気事業会計規則別表第2で規定される事業年度毎の財務諸表

※なお、ここで得られた情報を、「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」にあてはめて計算すれば、現行料金との乖離幅を知ることができ、「料金の妥当性の事後的評価」を行うことが可能となる。

(一般送配電事業者)

- ・ 託送供給等約款
- ・ 有価証券報告書
- ・ 会社法上の計算書類等
- ・ 託送供給等約款の認可（変更認可）又は変更届出時に、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令又は電気事業法施行規則に従って提出した説明資料等

### ③ 事業者による自主的説明

(一般送配電事業者)

- ・ 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に従って届け出られた事業者ルールに則して算定した部分については、その妥当性につき説明する。
- ・ 料金算定について、第三者が適切性、妥当性の確認を行えるよう「一般管理費、変電費、販売費の配分比率」及び「アンシラリーサービス費の算定」等について説明する。
- ・ 託送部門に超過利潤が発生した場合は、経営効率化計画等、当該事業者が最も適切と考える場において、その配分の方法及び自らに帰属せしめた超過利潤をどのように活用するのかといった点について説明する。
- ・ 原価算定期間設定の理由について説明する。
- ・ 託送供給等約款料金算定のための原価算定期間を超えてもなお、費用の再推計を行わない場合には、当該事業者が最も適切と考える場において、その理由を説明する。
- ・ 託送に係る収支の動向等について、当該事業者が最も適切と考える時期及び場において、説明する。
- ・ ある一つの需要場所に対して供給する場合の託送料金負担やその負担の根拠について問い合わせがあった場合、これに応じて明らかにする。

## (4) 最終保障供給約款に係る情報

### ① 行政の定めるルール

(行 政)

- ・最終保障供給約款の変更命令の発動基準

## ② 料金の妥当性のチェックに必要な情報

(行 政)

- ・最終保障供給約款の届出（変更届出）時に、電気事業法等の一部を改正する法律第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令又は電気事業法施行規則に従って一般送配電事業者から提出された説明資料等
- ・最終保障供給約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。

(一般送配電事業者)

- ・最終保障供給約款
- ・最終保障供給約款の届出（変更届出）時に、電気事業法等の一部を改正する法律第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令又は電気事業法施行規則に従って提出した説明資料等

## (5) 部門別収支に係る情報

### ① 行政の定めるルール

(行 政)

- ・みなし小売電気事業者部門別収支計算規則

### ② 収支の妥当性のチェックに必要な情報

(行 政)

- ・みなし小売電気事業者から届け出られた部門別収支計算のための事業者ルールの全て
- ・部門別収支計算書

(事業者)

- ・部門別収支計算書
- ・特定需要部門の料金設定が適当であることについて、料金の定期的評価等において説明する。

## 第3章 情報公開の方法

### 1. 『相談窓口』の設置

情報を公開する主体は、利用者が実際に情報を入手する際に、円滑な情報入手を可能とし、不用なトラブルの発生を避けるためにも、予め公開に対応するための態勢を整備しておくことが必要である。具体的には、予め以下の場所に情報公開の『相談窓口』を設定し、スムーズに対応できる態勢を整備しておくことが必要である。

行政：資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室、各地方経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課等  
事業者：本店、各支店等

### 2. 情報公開の方法に応じた対応

情報を公開する主体は、それぞれの情報の内容に応じて以下の対応を取ることとする。（それぞれの情報の具体的な公開方法の例については、参考2「情報公開の方法一覧」参照）

#### ① 法令として公開される情報（例：みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）

法令に改正があった場合は、官報により公開され、また、その後は、一般の図書館等に備置してある法令集等によりこれを閲覧することができるが、利用者にとって、それも困難な事情がある場合は、行政がその窓口において求めに応じることとする。

#### ② 積極的に公開する情報（例：経営効率化計画）

より多くの情報利用者が情報を入手できるよう、同一の情報であっても、様々な媒体を通じて積極的な公開を行うことが適当である。

具体的には、『相談窓口』における資料の配布、新聞・雑誌等のメディアを用いた発表、インターネットによる情報発信等が考えられる。

#### ③ 求めに応じて開示する情報（例：ある一つの需要場所における託送料金負担及びその根拠）

## 1) 情報提供の方法

情報を開示する主体は、個別に開示の請求を受けて、それぞれの『相談窓口』において、柔軟に対応することとする。その際、いかなる方法によって（閲覧や写しの交付、電子媒体の提供等）提供するかについては、請求者のニーズや情報の保存形態、提供に係るコスト等を総合的に勘案して個別に判断することとする。

※例えば、情報の提供方法について指定があった場合であっても、文書の加工や他の媒体への変換などに大きな作業コストを伴う場合には、必ずしも個別に応じることまでは要しない。

(参考) 情報公開法第14条（開示の実施）（抄）

第1項 「行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。～」

## 2) 手数料について

行政及び事業者は、文書の写しの交付等の請求に応ずる場合には、それぞれ以下のとおりその対応に要する手数料を請求できることとする。

(行政)

情報公開法第16条（手数料）に定めるところを超える負担を利用者に課さない限りにおいて、個別に判断することとする。

※なお、開示請求者は、情報公開法に基づいて開示請求を行うこともできる。

(参考) 情報公開法第16条（手数料）（抄）

第1項 「開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

第2項 「前項の手数料を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」

(事業者)

その対応に要する実費の範囲内において手数料を請求できることとする。



(参考2) 情報公開の方法一覧

	情報の内容	情報名	情報公開の方法
行政	①法令として公開される情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>各料金算定規則 (特定小売供給約款、託送供給等約款)</li> <li>みなし小売電気事業者部門別収支計算規則</li> <li>電気事業会計規則、等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「官報」</li> <li>図書館等における法令集</li> <li>(入手が困難な場合、行政への請求)</li> </ul>
	②積極的に公開する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金審査要領 (特定小売供給約款、託送供給等約款)</li> <li>約款の変更命令等の発動基準 (特定小売供給約款、離島供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款)</li> <li>事業者ルール (特定小売供給約款、託送供給等約款、部門別収支)</li> <li>料金設定・変更時の説明資料等 (特定小売供給約款、離島供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款)</li> <li>変更命令による処分内容</li> <li>各料金算定規則に代入する数値 (特定小売供給約款、託送供給等約款)</li> <li>電気事業会計規則で規定される財務諸表</li> <li>部門別収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットによる情報発信</li> <li>『相談窓口』における資料配布</li> </ul>
事業者	②積極的に公開する情報		
	うち法令上、公開の方法が明示される情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>各約款 (特定小売供給約款、離島供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款)</li> <li>有価証券報告書</li> <li>会社上の計算書類等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業法に基づく方法 (公衆の見やすい箇所に掲示)</li> <li>金融商品取引法に基づく方法 (公衆の縦覧に供す)</li> <li>会社法に基づく方法 (公告)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>料金設定・変更時の説明資料等 (特定小売供給約款、離島供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款)</li> <li>事業者ルールに即して算定した部分の妥当性</li> <li>内部留保の内容や目的、普及開発関係費、寄付金及び団体費の内容等 (特定小売供給約款)</li> <li>原価算定期間設定の理由</li> <li>原価算定期間を超えても料金改定を行わない理由 (部門別収支ベースでの原価と実績比較及び差異要因、利益の使途、現行料金単価を維持した場合の収支見通し、収支における経営効率化寄与分等) (特定小売供給約款)</li> <li>託送供給等約款料金算定の適切性・妥当</li> <li>託送部門の超過利潤の配分方法・活用方法</li> <li>原価算定期間を超えても費用の再推計を行わない理由 (託送供給等約款)</li> <li>託送に係る収支の動向等</li> <li>部門別収支計算書</li> <li>特定需要部門の料金設定の妥当性</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※個々の情報の性質や内容に応じて、以下のうち各事業者が最も適切と考える方法を一つ又は複数選択</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>『相談窓口』における資料配付</li> <li>新聞・雑誌等による発表</li> <li>インターネットによる情報発信</li> <li>パンフレットの配布</li> <li>決算時の「定期的評価」</li> <li>経営効率化計画における説明</li> <li>株主総会の場における説明</li> <li>その他事業者が適切と考える方法</li> </ul>
③求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券報告書 (再掲)</li> <li>会社法上の計算書類 (再掲)</li> <li>ある一つの需要場所における託送料金負担及びその根拠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『相談窓口』において、個別対応 (前ページ③「求めに応じて開示する情報」を参照)</li> </ul>	